

令和6年度 無所属県民会議 議会改革要望項目

【一般質問】

- 一般質問での発言回数の見直し(3回の上限の撤廃)
- 一問一答方式のための独立した質問者座席をつくること
- 一般質問の順番を、現在の各会派按分方式による順序だけでなく、一括か一問一答方式かを勘案して順序を決める運用に改めること(※例えば、一問一答方式が1名の場合はその議員を午前の質疑とし、一括方式の議員はなるべく2人目(午後1時~)に割り振るなど)
- 市議会のようなハイブリッド方式の導入を検討すること(1回目は登壇して全項目を取り上げ、その後質問席で1項目から順に再質問を実施する)

【議案審議】

- 議員提案政策条例を提案する際、一般質問最終日に条例案文を示してから審査を行う常任委員会までの期日が短いことから、議会運営委員会で条例を示す日程を前倒しすること。また、委員会付託の後、継続審査し、閉会中の委員会審査を行い、次回定例会で採決を行う等、慎重な審査を可能にすること
- 予算案の委員会分割付託の廃止
- 意見書・決議などの機関意思議案を提案する場合の議会運営委員会副委員長による各会派間調整について、実質的な各会派間の調整と報告を行うこと(現状では、副委員長が調整といっても自民政調案で決定しているため、自民党の賛否によって提案などがなされている。他の会派の賛否についても調整し要件を満たすものは提案ができるようにすべき。)

【委員会】

- 常任・特別・議会運営委員会のインターネット中継の導入(及び録画中継)
- 特別委員会の設置数の精査・縮小
- 委員会会議録の逐語化、及び行政報告や所管事務調査など全ての審議内容の記録・公開
- 委員会における写真撮影希望者の氏名読み上げの中止
- 議員提案条例の審査の際、条例提案者に名を載せた委員による質疑は行わないようにすること(※調査したところ、全47都道府県で上記のような取り扱いを行っている事例は埼玉県議会のみ)

【議会運営】

- 議会事務局は動議及び議長発議の際の起立採決時の会派別採決区分を記録すること
- 議会傍聴規則を見直し、本会議傍聴者定員の柔軟な運用（実際に柔軟に運用しているので、規則の見直し検討が必要）
- 議会傍聴規則を見直し、第14条4号の「帽子・外とう・襟巻」の表記を廃止

【情報発信・開かれた議会】

- 提出された請願を（賛否を問わず）県議会HPに掲載すること
- 「県庁オープンデー」や今後検討が進められる「学生との意見交換」などの機会
で、本会議場を県民に開放すること（見学での開放や議場を使用した学生議会の実施）
- 県民に特に子どもたちに身近な県議会に向けた取組の検討（例えば継続的な本会議場見学ツアーや「こども会議」での利用）
- 議会図書館利用の一般への積極的な呼びかけ

【議員の報酬・定数・身分】

- 費用弁償の見直しに関する全会派参加による検討の場の設置
- 県議会議員選挙区の区割・定数検討会の早期の設置、検討の開始
- 附属機関等委員の県議会議員の配分方式を各会派按分方式での配分から、ドント方式に変更

【その他】

- 議会ハラスメント防止条例の制定
- 議会棟裏の喫煙所廃止もしくは受動喫煙防止法に則ったものへの改善
- 各委員会視察時のグリーン車の廃止
- 各委員会視察時の相手方からの資料は各自で持ち帰るよう事務局からの確認・持ち帰りの廃止

以上